

令和５年度 第４回 丹波市障がい者施策推進協議会 会議録

日時	令和６年２月２０日（火） 午後２時
場所	丹波市役所本庁第２庁舎 ホール
出席者 （敬称略・ 順不同）	【委員】 足立一志、谷口泰司、吉見和幸、林伸幸、足立定之、前田公幸、田野基宏、由良ゆかり、大槻真也、高見忠寿、中原有美、小森真奈子、足立潤子、石塚和彦、足立一二美、山川茂則、吉村智加子 ※欠席 …船越藤三、坂上具子、砂川雅城 【オブザーバー】 衣笠恵美（丹波市障がい者基幹相談支援センター）、原田早苗（丹波障害者就業・生活支援センター ほっぷ）、川野みか（ひょうご発達障害者支援センター クローバー 加西ブランチ） ※欠席 片山慎也（丹波市立こども発達支援センター） 【事務局】 高見智幸健康福祉部長、足立和義障がい福祉課長、荒木信博副課長兼障がい福祉係長、細見明弘障がい支援係長、荻野悦代主任社会福祉士

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- （１）各部会の報告について
- ・地域支援部会、資料①
 - ・就労支援部会、資料②
 - ・療育支援部会、資料③
- [事務局から説明]

4 議事

- （１）パブリックコメント（意見募集）の結果及び回答（案）について、資料④
- [事務局から説明]

[会長]

丹波市教育委員会や丹波市こども発達支援センターで何か補足とかございますでしょうか。

[委員①]

３番目の質問ですが、加配保育については全て法人が担っている。社会福祉法人が担っているということで、市の対応が十分なのかどうか、その配置に対して市が口出しをされているのかどうか、この辺のことが多分問われているのではないかと思います。それに対して回答が、加配保育士の認定をしています。認定をしていても配置しなかったら意味がないのではないかと思います。だから、もしそこで配置に関しての十分指導や指示をされているのであれば、認定をし、加配の配置については推進を積極的に行っていますという表現をされたほうが回答らしいのではないかと思います。

それと２点目、子育て支援課との連携の件ですけれども、私も経験あるのですが、課同士の連携というのはなかなか難しい。課の中でやっていることに対して口出しをするという

のは、非常に困難だと思っています。その中でも連携をしなければならないということなのですが、それならば具体的にもう少し、月に一回あるいは週に一回、担当課の会議をもって、そこで協議をして問題点をあらい出していますと、こういうより具体の意見を出されたほうが、回答としては適切なのではないかと思います。

[事務局]

1点目ですけれども、加配保育士の認定というところで、実際の配置がどうかというところの表現の部分ですけれども、加配保育士の認定をしているイコール加配保育士を必要に応じてつけているということになっています。担当課、子育て支援課が認定をするところになるのですけれども、表現について確認をいたしまして、これで誤解がなく伝わるかどうかを確認した上で、大丈夫でしたらこのまま行かせていただきたいと思いますと思っています。

また補足ですけれども、認定につきましては、1人のお子さんについて1人の加配保育士がつく場合、それから障がいのある子ども2人に対して1人つく場合、それから何人かに対して1人つく場合といった様々な認定の方法があるようで、お子さんにとって必要な保育が受けられるように適切な配置をしているところです。

それから2点目、連携のところですが、こちらは子育て支援課等の連携は療育支援部会のほうでもオブザーバーとして子育て支援課、それから療育の関係機関等も集まっておりますので、連携はしているのですけれども、具体的にどの部会でというところは限定した表現になると難しいところもあるので、関係機関と連携を一体にして推進してまいりますという表現でとどめさせていただいているところです。

[委員①]

加配保育士というのは特に資格があるものでもないし、要は法人が「あなたはこの方に、この子についてください」と言ってされたのが加配保育士と私は思っているのですけれど、特に試験があって資格が得られるものではない。だから市が認定するということが自体が具体的にどういうことか、法人の中で例えば「〇〇さん、ちょっとこの子についてね」という、これで要は加配をつけたとなってしまうと、それはあくまで市の口出しというか、配慮というのは、そこに評価されるのかどうか。法人の全体を見ながら「あなたこれしてね」というこのレベルなので、しっかりそれが教育されて対応されているかどうか。見るためには、全体を数の問題も含めて把握すべき話ではないかと思ったりするのですが、どうでしょう。

[事務局]

加配保育士の認定というのは、保育士を認定するではなくて、子どもに加配の保育士の対応が必要かどうかということで、子どもが認定を受けるという形になっております。必要な子どもがいたら、その園はこの先生の加配の保育士としてということで、園の人事のほうからの業務の役割が与えられるという流れになっているようです。確かに加配保育士の認定という表現にしておりますと、委員①が言われたように保育士を認定するという形に見えるとも感じましたので、そこは誤解のないように表現をいたしたいと思っております。

[会長]

そのほかないでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 丹波市障がい者・障がい児福祉プラン（最終案）について、資料⑤

[事務局から説明]

[会長]

写真に特化して説明していただきましたけど。それでは本日、出来上がりましたというか、プラン案ですけれども、これにつきまして広く御意見をお願いしたいと思います。

[委員②]

実は113ページの移動支援事業についてですけど、これは第6期計画の状況と評価というのがある、制度の見直しをやりましたと。それが3年経って、今回、本年の新年度から新たに料金300円から500円になり、旧町分をまたぐ場合は倍になる。それを往復すれば単純に計算したら2,000円になるのです。それで障がい者に優しい福祉サービスができるのか。これは私が思うのだけど、説明に来られた障がい福祉課の課長や係長にも申し上げましたけども、そこら辺のところ、僅かなお金やと思うのですけども、せっかく充実してきたものが後戻りしていく。このようなことがあるのではないかと。もちろん市の財政のことも分かりますけども、もう少しその辺の配慮もあったらよかったのではないかと。このままいくと、そのまま見直し等やりますというような文言になっていますので、これらについてまた検討できる余地があれば考えていただきたいと思います。

[会長]

それは本日の議事録に載りますので、以後引き継いでいきたいと思います。

[委員③]

こちらの行政の立場からいつも計画のほうを拝見しているのですけども、国の基本方針ですとか、また県の方針なども踏まえていただきまして、基本的なところをしっかりと押さえられている計画になっているので、中身のよい計画だと思っております。

[委員④]

権利擁護関係で、私もウィズ・ユーというところで権利擁護の推進を図っております。制度の周知というのがまだ進んでいないのが現状かと思えますし、それぞれの19ページのアンケートのところを見ましても、育成会も含めてでしょうけど、親亡き後の将来に関する相談を実施してほしいというところもありますので、権利擁護支援センターが4月から発足するという形になっております。ぜひともこの事例、総合相談の機能の充実というのはしっかりとしていただきたいと思っておりますし、まずは私たちが55ページに書いていただいていますけど、意思決定支援の充実と成年後見制度の利用促進ということを文章的には書いてあるのですが、現状のところが非常にまだまだこれからのところだろうと思えますので、しっかりと他市についての県下でも権利擁護の取組みは当市のほうは少し遅れているような部分がありますから、ぜひともこの部分をしっかりとキーのところで。特に障がい計画の中では、権利擁護支援、意思決定支援というのが非常に大事な分野になろうと思えますので、言葉は推進しますと書いてあるのですけど、現状を鑑みていただいて、各事業所の中で不適切なケアというのが散見されると思います。私の丹波篠山市においてもいろいろアンケートとりますと、かなり危ないケースも出てきますので、虐待には至ってはいないのですけど、理解力のない障がいのある子どもたちについて扱い方が手荒い扱い方になったりという事業所も私も見てきましたので、それがしっかりとノーと言えるような丹波市になっていただきたいと思えますので、書いていただいていますけど、これからの事業所を通じた意思決定支援のあり方というのは、現実にもしっかりと計画に載せた上で数値としてまだないのですけど、取り組んでいただきたいをお願いを申しあげたいと思います。

[会長]

意思決定支援につきましては、障害者総合支援法ができた当時から言われていたのですけども、報酬改定でも随分とその辺の意思決定支援のあり方が問われようとしております。

[委員⑤]

P76の福祉的就労の充実で、就労に向けたお仕事がもう少しあればいいというか、特に冬のお仕事とか室内でできるお仕事とか、私も知識不足なのですが、行政からいただいたお仕事には加算がついて、一般企業からいただいたお仕事には加算がつかないです。そ

ういうことを聞いて、どうなのか。行政からもらったのもうれしいんですけど、一般からいただいたお仕事ってとても大事だと思うのです。地域の理解が企業にも深まっているということなので、その加算が何かあるとかないか、少ないとかというのを聞いたので、もう少しそういうところを正して、みんな知って、その上できちんと同じにするとか、していただけたらと思って、またよろしくお願いします。

[委員⑥]

行政からの仕事に加算がつくのは初めて聞いたので、初耳だったんですけど、今お仕事も事業所にとって営業努力みたいな部分もありますし、そういうのは同じ就労の事業所同士で情報交換して、丹波市全体の就労の賃金であったり、工賃であったり、いろんなところが安定できるように、来年度以降の事業所部会の中でもそういう話もできたらなと思っています。

[会長]

これも今年の春の報酬改定で定員によって、工賃によって細かく私どももいただいている報酬も違ってくるようになっております。

続きまして、どなたでも結構です。何か御意見ありますでしょうか。

[委員①]

84 ページの部分ですが、第 6 期計画の状況と課題というこの項目の中の下から 2 行目あたりに地域移行という話がありまして、それを視野に入れた支援体制が構築できていないとこういう表現があります。これ私が理解するのには、地域移行の支援が進んでいないのは、それぞれの施設の支援体制が不十分なのではないかというような御指摘が必要のように感じるのです。これに対して、この協議会のメンバーでおられる入所施設を運営されている社会福祉法人の方の御意見が 1 点お聞きをしたいというのが 1 つと、それから、次の 85 ページですが、第 7 期計画の確保の方策、この件は以前もしつこく申し上げさせていただいたことがあるのですが、例えば 31 ページのアンケート調査と、それから 17 ページのアンケート調査の結果を見ると、施設の優位性を要求する率が高くなっているアンケート調査の結果、平成 2 年と平成 5 年の比較の検討の結果から勘案すると、どうも普通の入所施設からグループホームへという今回の方針が逆行でもないけれども、それなりに施設についても有用な施設として期待している、こういう答えになっているにもかかわらず、そこから出してグループホーム側に移行させたい。こういう方策なのですが、これは国の方針なので致し方ないとは思いますが、できれば現有施設の運営管理に関しても、グループホームという施設ですので、そこに支援するならば、施設についても同じように人的・物的支援、これを推進させていくというような文言も少し付け加えていただければどうなのかと思います。

[会長]

この委員会の中で入所施設を運営いたしております法人というのは限られておるのですけども、いかがでしょうか。

[委員⑦]

みつみ福祉会の現状と地域移行についての課題ですけども、確かに入所施設からグループホームに移行というところで、私ども法人でも十数年前からグループホームを設立させていただいて、そちらのほうに移行というのも進めてこさせていただいております。その中でグループホームにおられる御利用者様、高齢になられてきてなかなかグループホームの生活が難しいということがあったりして、また施設入所に戻られたりという現状もあります。確かに入所施設からグループホームへの移行というところも地域移行というところで課題として取り組ませていただいているところですけども、成人の施設もそうなのですが、私が今在籍している児童入所施設の春日学園では、施設入所に移行されるという御利用者の方ももちろんおられるのですけども、卒業後、グループホームを選ばれたりと

か、あと地域のシェアハウスに移行されたりとか、ニーズが非常に多様化してきて、より自由に選べるような時代になったと感じております。

今後も御利用者のニーズに沿って施設から地域移行というところで進めていくところが課題として十分捉えながら進めていきたいと考えております。

[会長]

私が属しております恩鳥福祉会におきましても、障がい者支援施設を運営いたしております。その点につきまして、今年の春の報酬改定で、障がい者支援施設の全利用者に地域移行のニーズを全ての方に意思を聞きなさいというお達しが出ております。報酬改定で出ておりまして、さらにはグループホームの人もさらにグループホームから出て一人暮らしをするかの意向を確認しなさいというのも出ています。国、県のほうは、入所施設から地域へ、地域のグループホームからさらに一人暮らしへという方向に進んでいるのが事実でございます。確かに地域移行し始めた支援体制云々というのは、御指摘のとおりということで、自己の反省も含めまして思っているところでございますが、報酬改定におきましても、その辺は全面的に国が押し出してきたところでございます。先ほどの意思決定も含めて、地域移行の確認を全ての利用者に課せられているようになってまいりましたのが事実でございます。

[委員①]

その中で最終的にこの何年間、そういう方針が続けられたのにも関わらず、グループホームに移行されている方が非常に少ない、ほとんど変化がない。これは施設自体の重要性もそこにあるのではないかと思いますのですが、施設は必要なのだと。国の方針だからグループホーム化するのだと、こういう考え方は我々保護者としての立場で申し上げておるのですが、それは一体どういうふうこれからなるのか非常に不安な状態が続くだろうと思います。もう少し明確にグループホームとなって、例えば障がいの程度に応じたグループホーム化をするということであれば、ある程度そういう方向もあると思うのですが、単にできることだけ、できる子だけグループホームに行く。そして、とりあえず入所している施設の数だけ減らせばいいだろうと、こういうような形では、今後、我々保護者の立場からすると非常に不安な状態が続いて、結局最終的には我々が面倒みるというようなことにつながっていくので、これでは余りにもサービス部門としては不十分ではないかと思うのですが、いかがでしょう。

[副会長①]

施設については、1つ参考になるのは大阪府が昨年に出した今後の施設のあり方ということです。方向性としては、国は単なる数値で何%削減と言っておりますけども、大阪府はそのパーセントということではなくて、施設というのは基本的に障がい者支援施設は特養とか、そういった施設と違って、基本的には生活施設ではない。だから、20年、30年、40年生活し続けるということ自身が違う。いわゆる通過施設の位置づけは出しています。一方で、かつては在宅サービスがなかった時代は、施設か家族かという2択だったので。その時点で入所施設が果たしてきた役割というのは、現実的には行ったら最後、5年、10年、15年というのがあったわけですけども、それは地域の偏見とか社会の理解のなさから、その方を守っていく。別に家族のためではなくて、その方を守っていくという意味で障がい者支援施設が果たしてきた役割は非常に大きいです。

ただ、例えば20代、30代で入られて、30年過ごしてきた方を、例えば厚生労働省がいうように再び施設から地域へ帰せるのかとか、帰っていくべき地域があるのか。30年そこで生活すれば、生活施設がないにしても、その地域施設周辺がその方にとっての生活基盤となっている。これを踏まえて大阪府はあえて、これが私の入っている審議会の答えなのですが、障がい者支援施設の一部は生活施設だとはっきり言い切っています。これも厚生労働省の生活施設ではないということからいえば言い切っています。ただし、それは条件があって、20代、30代の方が今後30年、40年、親亡き後まで支援をするための施設ではない。50代、55、60のそこでもう帰れないという場合には、そこを生活支援施設。

その代わり、生活支援施設なのだから、当然施設には個室化を含めて、いわゆる老人福祉施設と同じように居住空間、あるいは生活としての部分を最大限支援してもらう。そのための費用助成等も府で検討していくと。

一方で、それ以外の方は、これは行政にも責任をこれから負っていただくという形だそうですが、市町村でいわゆる御高齢の方とか非常に支援が困難な方以外の施設入所を認めるときには期限を必ず明記する。5年で出ます。つまり、施設としては当然5年の中でもう一回その施設の機能を集中的な支援とか連続的な支援、これを生かして誰も在宅を離れて施設、しかも2人部屋、4人部屋というところに暮らしたいというような積極的な理由で選ぶというのはいない。結果的に5年で結論を出してくださいということで、期限つきで入所していただいて、そこで集中的な支援策。いわゆる医療でいうところの集中治療をして、身体を回復させて在宅に復帰するのと考え方が似ています。そういう考え方をしています。

ですから、丹波市としても、今後5%という中身として、50代とか60代とか、その方の意向を確認してですけども、施設から出たい、はいそうですかということではなくて、その出るということがその人にとって幸せだったら退所に向けた支援をすればいいし、出て本当に辛い思いをするというのであれば生活環境を整えとともに、別に厚労省が何を言おうが、その方にとっていわゆる終のすみかという形で施設と連携して支援をしていただければいい。ただそれだけのことだということです。

だから、施設の機能というのは、昔は社会から守るべきところという形で障がい者支援施設が機能してきましたけども、今後もそれを守るべきところである必要がないというのが府の考え方です。一部の方にとっては障がい者にとって守られるべきところ。それ以外の方にとっては、力を蓄えるべきところが施設なのです。そのために施設の機能を最大限生かしてくれという考え方で明確化しようとしています。そういったことを踏まえて、これは行政というよりも、むしろ施設そのものが自らの利用者に向き合っていただく。財政がどうかということではなくて、そういう時代になってきている。昔と時代が違ってきているというのは府内の考え方になっています。

[会長]

その他ないようでしたら、それでは次に行かせていただきます。

(3) 答申（案）について、資料⑥

[事務局から説明]

[会長]

この件につきまして何か御質問はございますでしょうか。

3月6日の16時のアポを取っていただいておりますので、私と副会長②でお伺いをしたいと思っております。

5 その他

(1) 権利擁護支援センターの設置に伴う各協議会等の運営について、資料⑦

[事務局から説明]

[会長]

ただいまの件につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、何か全体を通して御感想、御意見いただけたらと思います。

[委員⑧]

今回の丹波市障がい者・障がい児福祉プランの案ができたわけですが、大変量が多くて大勢の方が時間を割かれて英知を結集された。また、以前にも障がい者基本計画とか福祉計画、それから障がい児の福祉計画、それぞれ年を重ねられて数回されている。時代に応じた対応ができた、そういった今回のプランができたと思います。

私は一般人でございますので、全て専門用語等もございまして、なかなか理解が難しいのですが、概要版ができるとおっしゃっておりましたので、できるだけ大勢の方に、障がい者のこともそうでない方にも大勢の方にこのプランの趣旨が理解できるよう、そうした啓発ができればよいと。その辺を期待しております。

それと合わせて、障がいのある人の地域生活の推進に当たりまして、このプランができたということで、その目的が達成できたとは思いません。当然なのですが、今後この計画のプランが、施策が一つ一つ実行されて、そして進捗も把握されて、見直しをされるということも必要だと思います。推進体制の中にも、いわゆるPDCAサイクルが載っております。こういったことが、よりこのプランに魂を入れて充実させて市民の方に周知をして理解していただく。こういったところが目的を達成できる場所ではないかと思っておりますので、今回、大変御苦勞していただいたことは推進の手段の1つではないかと私は思いますので、今後のプランがいかせるように、いろんな方の御努力を期待すると同時に、そういったことを願っている次第でございます。

[委員⑨]

パブリックコメントの2ページの2番の日中一時的利用サービスについてというのがあって、春日学園のみでとあって、利用が大変困っている。でも、回答欄には対応可能となっておりますとなっているのですが、この情報の違いは何かと思って、どうなのか。もっと分かりやすく情報が入る方法というのがないのかと思ったのです。

[事務局]

この点については、ほかにも箇所数があるのに知らないという方もおられるということが分かりましたので、周知をしていくということ。また、場合によっては相談支援専門員の方もつかれている利用者の方も多いと思います。相談支援専門員への周知も取り組んでいきたいと考えております。

[オブザーバー①]

私もいろんな会議に出させていただいて、それまでから相談支援専門員で相談支援を行ってきまして、またこの3年で基幹相談支援センターを担当させていただく中で、たくさんの方で制度やサービスのことを話し合われて出来上がってきているものってたくさんあるのだということが分かります。なかなか市民の皆さんに届いていないことで、ここの2番にあるように、知らないということで困り事を考えておられるという方が、かなり今もたくさんいらっしゃるのだというのを改めて感じる場所です。相談支援専門員として関わらせていただく中で、広く情報提供をさせていただけるように努めているのですが、まだまだ不十分なところであるとか、自分の担当させていただく方以外にも多くの方により広く制度、サービスのことを知っていただいて、利用される方がしっかりと選択していただけるような形というのを私たちが目指している場所です。さらに頑張っていかなければいけないと思いましたので、また福祉計画も市民の方に知っていただく中で、様々な御意見をいただいて、またそこで聞こえた御意見、課題は、またこの協議会の中で相談員として聞き取ったところを発信させていただいて、協議していければと感じております。

[会長]

皆様方に御発言していただいたらいいのですが、次に入りますので。その他で特に御意見ございましたらお聞かせください。

(2) 次回予定 令和6年5月頃

[事務局から説明]

6 閉会

[会長]

そのほかないようですので、それでは最後に関西福祉大学の副会長のほうから、お気づきの点などをお伺いしたいと思います。

[副会長①]

本当、長期間にわたってアンケートから始まりました。そしてこういう施策協議会での議論、さらにパブリックコメントも踏まえて次期6か年の方向性という部分がこうやって定まってきているのですけども、今日は協議会の中でも意見がありましたけども、こういったことを理解していただくというか、事業所の方々、それから市民の方々の理解という部分で全然変わってくる。その意味では、答申の中にありましたけども、共生社会、これを地域ぐるみでどうやって考えていくか。そのためにどういう手を打っていくかというようにところが行政機関としては問われるでしょうし、その施設も地域の貴重な財産であり宝になりますので、そこを中心にしてその地域を変えていくというか、社会参画、交流というような、本当は今後、実行という部分が問われると思います。

ただ、私個人の知る範囲ですけども、丹波市、それからお隣の丹波篠山は、就労の工賃が非常に高いですし、それから計画はサービス基盤という部分も都市部に比べても随分進んでいるというところがありますので、あとは本当にこちらの方々の理解という部分が共生社会を左右する。非常に楽しみな計画になっています。

その上で、パブリックコメントも終わっていますので、計画本編を修正するというのは、またやり直しということになります。そういうことではなくて、計画には影響を与えないのですけど、先ほどの説明で写真とか非常に取り入れられて確かに分かりやすくなっています。あえてそこでもう1ページ追加しませんかというのが、兵庫県の今回の計画は砕けているのです。例えば知事の挨拶の後に、幹太君通信の御紹介があると思うのですけど、こちらにお住まいの障がいのある子供を育て上げてきたお母さんの1ページが見開きで載っているのです。そんなのなかなか県の計画ではあり得ないのですけど、知事挨拶の順番で載っている。それを概要版でも広めていく。つまり、理解を進めていくという部分に対して、かなり砕けてきています。例えば同じようなページでもいいでしょうし、それを市長挨拶の後ろとは言いません。参考資料の巻末ぐらいに何も計画には影響しない。でも、お母さんはみんなの事ずっとずっと大好きですというようなページがあってみたりとか。

あるいはもう一つだけ言うと、この間の県の審議会で合理的配慮という言葉を使っているから理解が進まないのだと、これは某委員の意見で、ではどう言うのかといったときに理にかなった工夫の積み重ね。これがいわゆるそれは対話をしていくのかという。実は国の文章にもない言葉を混ぜ込んだ合理的配慮とはというページが県で1ページ、これも結構前のほうに載っているのです。計画そのものには影響はしませんが、もし可能だったら県の計画、あるいは丹波篠山はもうそれを入れ込みます。多分、冒頭、計画、理念の後ぐらいのページに、県よりもさらに突っ込んだ表現で理にかなった工夫の積み重ね（合理的配慮）。だから丹波篠山は今後、合理的配慮という言葉は使わずに理にかなった工夫を積み重ねていきたいと思います、そういうスタンスを広めていくみたいなのです。計画にも理解促進と書いていますので、そういうところを例えば市のページであれば第3章の後でしょうか。共生社会の実現という総合視点がある、47ページですけど、この後ろにでも囲み記事みたいなので理にかなった工夫の積み重ねとはといって、そういう広めていきます、分かってというのをあちこち展開していけば、1年、2年では絶対変わりません。けども3年、5年、10年続けていくと、違ってくると思います。そういった部分を、検討いただければ、今回のいい計画がさらに中身が充実するのではないかと思います。

[会長]

それでは、本日予定をいたしております次第は以上でございます。閉会に際しまして、副会長のほうから御挨拶を申し上げます。

[副会長②]

すばらしい計画ができたとは思っております。副会長①がおっしゃった本でございま

す。これが幹太君通信、1月8日に出来上がっています。幹太君が二十歳になった、その記念に作られた冊子です。このことが今、副会長①が言われたように、第2期兵庫障害者福祉計画を1枚めくっていただきますと、ここに県知事の挨拶が載っているのですが、その裏側なのです。ここにお互いの思いやりで気づく共生社会に向けてということで、幹太君のお母さんのお手紙が載っています。言われたように、丹波市の方です。幹太君が中学校ともお別れをして、これから社会へ出ていく中での幹太君への思い、それから地域の人、いろんな人への思いがここにつづっておられます。この幹太君通信ですが、表紙のところだけ少し読みます。「幹太通信は、幹太がこども園に入園した年の6月、幹太君のことをもっと知りたいと声をかけてくださった保護者の方の一言でスタートしました。幹太通信はこども園、小学校、中学校の皆さん、保護者の方々の承諾を得て、今も多くの方に読んでもらっています。通信の中につづっている皆さんの優しく温かい思いや行動は、いろいろな場所でたくさんの方の目にとまり、その人の心をぐっと動かしてくれています。これからはいろんな場所ですてきな花が咲き続けますように、種をまき続けていきます。幹太の母」ということで書いておられます。このお母さんとこの間もお話をさせていただきまして、幹太君は学校時代、同級生とかにいろんな支援を受けて学校も卒業してられています。そんな中で、その同級生の保護者の方がお母さんにこう言うておられる。「幹太君と同じ同級生でよかった」これは幹太君も支援を受けておられますけれども、その同級生もまた幹太君から支援を受けておられるということです。お互いがお互いを理解し、そしてお互いがお互いを尊敬して助け合って生きていく。まさに、うちの第3章に書いてある、このことをそのまま実践をされてきておられるということです。このことを先ほども副会長①がおっしゃったことだと思っております。

こういったことが、これからこの計画を作った私たちの責任だろうなど。行政に何とかしてくれとか、そういうことではなくて、我々もこのことを何とかしてやっていかないと社会が変わっていかないということを言ったのですから、我々もまたお互いがお互いを理解し尊敬し合って助け合っていく、その第一歩をここから進んでいきたい。

今日いろんな意見が出ています。それはお互いがお互いを理解するためにいろんな意見があるということの理解の第一歩だと私は思っていますので、これから先までの6年間、この計画を実行していくためにお互いがお互いを理解していく。そこから進めていけたら素晴らしいと思っておりますので、また御協力のほどよろしくお願いをいたします。

[会長]

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。